

返済不要の「補助金」を活用しませんか？

設備投資等



ものづくり補助金
経営力向上計画

最大 3,000万円

広告費等



小規模事業者持続化補助金

一般 50万円

経営計画



経営革新計画

各種公的支援措置

経営の専門家※が補助金獲得を支援します！

※中小企業診断士、税理士、弁護士、行政書士

☑ ものづくり補助金

新事業にチャレンジしたい方にお勧めです。革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行う中小企業・小規模事業者の設備投資などが対象です。

最大 3,000万円

※補助率：補助対象経費の2/3以内

☑ 経営力向上計画

中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画書が承認されると、ものづくり補助金の審査時に加点されるため、選考が有利になります。

- ・補助金の優遇措置
- ・3年間、固定資産税1/2の軽減措置
- ・低利融資など各種金融的優遇措置

☑ 小規模事業者持続化補助金

店舗の改装・改修、ホームページの作成・改良、チラシ・カタログ等の作成・配布、広告掲載、折込広告など、販路開拓等に取り組む小規模事業者が対象です。

一般 50万円

補助率：補助対象経費の2/3以内

☑ 経営革新計画

国や都道府県に計画が承認されると様々な支援策の対象となる他、計画策定をとおして現状の課題や目標が明確になるなどの効果が期待できます。

- ・保証・融資の優遇措置
- ・海外展開に伴う資金調達の支援措置
- ・投資・補助金の支援措置
- ・販路開拓の支援措置など



OFFICE WATANABE

わたなべ経営法務事務所

代表 渡邊勝次

中小企業診断士（登録番号 第415304号）
行政書士（登録番号 第16132192号）
経営管理修士（MBA） / 法律学修士 / 職務分析士



04-2941-4440

受付時間10:00-17:00（土・日・祝日除く）



lifecreature@ac.auone-net.jp



〒359-1123 埼玉県所沢市日吉町4-2 所沢サンプラザ3F



(FAX)04-2947-2785



<http://office-watanabe.tokyo/>



<https://www.facebook.com/officewatanabe.tokyo/>

